

# 中国における個人情報保護法のご報告に関するコメント

中央大学国際情報学部教授

石井 夏生利

# コメント①

- 中国の「個人情報保護」とは
  - ✓国の安全との関係
- 中国のデータ関連三法が国外に示すメッセージ
  - ✓GDPRと比較した場合の類似性と独自性(公共の場所におけるカメラ設置やプラットフォーム事業者規制等)
- 中国の保護主義の行方
  - ✓国力強化？
- 中国のデータ三法(等)に対する日本の事業者の向き合い方
  - ✓域外適用
  - ✓GDPRとの差分では×
  - ✓思想や政治体制の違い
- 当局の執行状況
  - ✓明確性、予見可能性

## コメント②

- データローカライゼーションと越境データ移転制限

「第40条 重要情報インフラ運営者及び取扱う個人情報に国家インターネット情報部門の規定する数量に達した個人情報取扱者は、中華人民共和国域内で収集し又は発生した個人情報を域内で保存しなければならない。確かに域外に提供する必要がある場合には、国家インターネット情報部門による安全評価に合格しなければならない。法律、行政法規及び国家インターネット情報部門が安全評価を行わなくて良いと規定する場合には、その規定に従う。」

- ✓ 域外移転の要件

- ✓ ①安全評価、認証、標準契約のいずれかを満たすこと、②個人の個別的同意、③個人情報保護影響評価の実施

- ✓ 「同意」の要件：GDPR類似

- ✓ サイバーセキュリティ法とデータセキュリティ法

中華人民共和国個人情報保護法の邦訳は、松尾剛行・胡悦「中国個人情報保護法の成立(別添：中華人民共和国個人情報保護法全文仮訳)」(2021年9月6日)([https://www.mmn-law.gr.jp/download\\_news\\_pdf.php?id=485&type=](https://www.mmn-law.gr.jp/download_news_pdf.php?id=485&type=))によった。

## コメント③

- 重要情報インフラ運営者
  - ✓ 業界及び分野毎の主管機関等が管轄分野の重要インフラを認定し、事業者に通知することとされている(重要インフラ安全保護条例第2条)。
  - ✓ 中国の重点産業分野として外商投資が制限されている場合が多いため、外国企業が「重要インフラ運営者」に該当する場合は多くないと思われる。
  - ✓ 但し、自動車関連産業には「重要インフラ運営者」と同等の義務
  - ✓ 突然認定されるおそれあり
- 規定数量
  - ✓ 個人情報安全規範が100万人(機微な個人情報の場合は10万人)を基準としていることが参考になる。

今野由紀子「中国個人情報保護法・データ安全法の解説と企業対応実務(上)」NBL第1204号(2021年10月)60頁以下、66頁。

## コメント④

- ガバメントアクセス

- ✓ 自国が行うガバメントアクセスと外国法令への対策

- ✓ (例) 個人情報保護法第41条とアメリカクラウド法

- 「第41条 中華人民共和国主管機関は、関連法律及び中華人民共和国の締結又は参加する国際条約、協定又は平等互恵の原則に基づき外国司法又は法執行機関の域内に保存された個人情報の提供に対する要求を取り扱う。中華人民共和国の主管機関の許可を経ない限り、個人情報取扱者は、外国司法機関又は法執行機関に対し、中華人民共和国の域内に保存された個人情報を提供してはならない。」

- 特定分野の規制動向

- ✓ 自動車データ安全管理規定

## コメント⑤

- プライバシー外交

「第12条 国家は積極的に個人情報保護の国際ルールの制定に関与し、個人情報保護の方面に関する国際交流及び協力を促進し、その他の国家、地区、国際組織間の個人情報保護ルール、基準等の相互認証を促進する。」

「第42条 域外の組織、個人が中華人民共和国公民の個人情報の権利利益を侵害する活動又は中華人民共和国の国家安全、公共利益に危害を与える個人情報取扱活動に従事している場合には、国家インターネット情報部門はそれを個人情報提供制限リスト又は禁止リストに列挙し、それをもって公告し、当該者に対して個人情報を提供することを制限し又は禁止する等措置を講じることができる。」

「第43条 いかなる国家及び地区であっても、個人情報保護の側面において中華人民共和国に対し偏見を持って禁止し、制限し又はその他類似の措置を講じていれば、中華人民共和国は、実際の状況に基づき、当該国家又は地区に対し対等な措置を講じることができる。」